

27川市青第314号
平成27年8月7日

川崎市教育委員会委員長 様

市民・こども局こども本部長

青少年教育施設の指定管理者制度の継続について（依頼）

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年教委規則第20号）に基づき、補助執行しております青少年教育施設のうち、川崎市八ヶ岳少年自然の家が、平成28年3月31日をもって指定管理期間の満了を迎えますので、当該施設における指定管理者制度の継続について、御審議いただきますようお願いいたします。

子育て施策部青少年育成課
施設指導・調整担当 竹田
電話 044-200-3084
FAX 044-200-3931

青少年教育施設におけるこども本部との関係

教育委員会事務の委任等に関する規則(昭和47年教委規則第20号)第2条及び第3条の規定に基づき、事務委任又は補助執行している。

教育委員会 (生涯学習推進課)		こども本部 (青少年育成課)
<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 施設及び設備の目的外使用許可に関する事 	➔	【事務委任】(※1) <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事(指定管理者が行う事務を除く。) 施設及び設備の目的外使用許可に関する事。
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。 設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関する事。 教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関する事。 告示及び公告に関する事。 <u>指定管理者に関する事。</u> 附属機関に関する事。 	連携して 行う業務 ⇔	【補助執行】(※2) <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。 設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関する事。 教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関する事。 告示及び公告に関する事。 <u>指定管理者に関する事。</u> 附属機関に関する事。

※1 事務委任：事務を処理する権限の委任がされると、委任庁はその処理権限を失い、受任庁が自己の名においてその事務を処理するもの。

※2 補助執行：内部的に執行機関の権限を補助機関に補助執行させることをいい、対外的には本来権限を有する執行機関の名においてその事務を処理するもの。

〈指定管理者に関する事〉※具体的内容は次のとおり

教育委員会 (生涯学習推進課)		こども本部 (青少年育成課)
指定管理者制度導入の可否の検討		
指定管理者制度による管理とする場合には、教育委員会での審議		教育委員会への対応
※こども本部と連携した業務執行 ⇔		指定管理者の募集
		川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会の開催 (指定管理者予定者の選定)
		指定管理議案の提出
		指定管理者の選定
		協定書締結、業務引継
		モニタリング
		川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会の開催(年度評価)
	川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会の開催(総括評価) モニタリングの実績を踏まえた、指定管理者制度活用の妥当性の検証	
こども本部による総括評価結果を踏まえるなど、必要に応じて教育行政の視点からの指定管理者制度活用の妥当性を検証し、制度継続の可否を検討		

青少年教育施設における指定管理者制度の継続について

施設名称	所在地	次期指定期間	応募方法
川崎市八ヶ岳少年 自然の家	長野県諏訪郡富士見町 境字広原12067番 地482	平成28年4月1日から平成33年3月31 日まで	公募

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年8月10日

評価者：川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市八ヶ岳少年自然の家
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の管理運営及び維持保全に関すること 施設設備の利用許可及び提供に関すること 主催事業の企画実施に関すること 青少年教育行政、市政及び地域行政への協力に関すること 施設の設定目的に沿った施設の有効活用と利用促進に関すること その他、仕様書に定める指定管理業務に関すること
指定管理者	名称：一般社団法人富士見町開発公社 代表者名：理事長 小林 一彦 住所：長野県富士見町富士見 6666 番地 703
所管課	市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課（内線：43332）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>【事業実績】 （利用者数） 指定管理導入前：85,704人（平成17年度） 第1期：89,156人（年平均） 平成23年度：92,851人 平成24年度：96,521人 平成25年度：95,767人 平成26年度：99,126人</p> <p>【評価】 メールマガジンの配信、ホームページの頻繁な更新やラジオでの情報配信、カラー刷りパンフレットの配布に加え、長野県富士見町から赴き、川崎市内のイベントや商業施設等にブースを出展して活動を紹介するなど積極的な広報を行った。 利用者ニーズ把握のためにアンケートを実施し、地域住民との交流事業推進や無線LANの整備、温水洗浄トイレの設置など、運営に反映した。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>【事業目的】 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図る。</p> <p>【評価】 学校との利用調整を頻繁に行い、八ヶ岳の自然豊かな環境を活かした活動について提案を行っており、年間を通して学校団体の利用や市主催事業の開催でスケジュールが密に組まれていた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>法定点検を含め、施設の定期点検を行った。修繕の必要な設備については、指定管理者自ら積極的に対応した。 食物アレルギーへの対応として、代替食の提供や誤食を防止するために皿の色分けなど、食への安全にも配慮を行った。 平成27年度に入り、利用者に救急搬送及び入院を伴うケガを負わせる事故があり、現状について緊急点検し、火気取扱い時のマニュアルや職員体制の見直しを行った。 また、宿泊棟の一部で害虫（トコジラミ）の発生があり、専門駆除業者に依頼し調査及び駆除を行うこととし、宿泊施設全棟の利用中止を余儀なくされた。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>施設の老朽化に伴い、改善や補修の必要な設備が増えている。 利用者の安全を確保するためには、指定管理者の日常点検により保守に努めることと、市による長寿命化含めた計画的な整備が必要になっている。また、より安全を担保するためには、ハード面だけでなく職員体制などソフト面の充実も求められている。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>【所管課によるマネジメント状況】</p> <p>年度評価の実施（年1回） 定期的な報告内容の確認（月1回・四半期） 連絡調整会議の実施（年1回） 電話等及び実地調査の実施（随時）</p> <p>【評価】</p> <p>日常の電話等での連絡調整はもちろんのこと、指定管理者を集めた連絡調整会議での情報共有、事業評価を通じた適正な業務実施の確認など、適正なマネジメントが行われた。</p> <p>改善した点としては、監査指摘事項を含め、指定管理者が対応するものと市が対応するものとを協議して施設修繕や利用方法の改善を行った。収支予算書・報告書の記載方法については青少年育成課から指導し、指定管理者から訂正した予算書・報告書の提出を受けた。</p> <p>また、事故や害虫の発生等突発的な案件については、指定管理者に詳細な報告と再発防止策の提示を求め、現地に市職員が赴き改善状況を確認した。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>（サービスの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の所在地である富士見町と川崎市、互いの住民が行き来するイベントを開催するなど交流が図られるようになった。 ・年度平均利用者数が第1期指定管理期間に比べ7.0%増となった。 <p>【年度平均利用者数】</p> <p>指定管理制度導入前（H17年）：85,704人 第1期（H18～22年度）：89,156人 第2期（H23年度～）：95,999人</p> <p>【経費実績】</p> <p>指定管理制度導入前（H17年）：年294,734千円 第1期（H18～22年度）：年257,838千円 第2期（H23年度～）：年270,177千円</p> <p>【評価】</p> <p>利用者数は増進であったが、経費については、指定管理者制度導入前（平成17年度）は年294,734千円、第2期は年平均270,177千円であることから、年間24,557千円、指定管理期間（5年）全体では、122,785千円の経費節減効果が認められた。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>老朽化による経年劣化が増えており、施設の保全を計画的に行う必要性が高まっている。水道などのインフラに係る大規模な修繕が必要になる可能性があり、その場合は宿泊利用を休止して行う必要も出てくることが予想される。</p> <p>長野県に設置しており、市から現地へ赴いての工事は時間及びコスト面から見て負担が大きく、現在1件100万円以下としている修繕費の指定管理者負担額を、軽易工事上限額の1件250万円未満に変更することも必要と考えている。</p> <p>安全管理面において事故発生時の対応については、遠隔地ゆえに指定管理者に委ねる部分が多い施設であり、安全対策に対する職員研修の強化、より詳細なアクションプランの作成などが必要である。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>指定管理者制度の導入により、直営時よりも低いコストで、直営時以上のサービス提供を行うことができています。</p> <p>本市から離れた長野県に設置している施設で、直営に戻して管理運営を行うことはコスト面から見て現実的でなく、今後も5年間の指定管理者制度を継続することが望ましい。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>指定管理者制度の導入により、直営時より低いコストで、直営時以上のサービス提供を行うことができています。積極的な広報活動により、学校団体の利用が少ない時期についても青少年団体が宿泊し、高い稼働率を維持している。</p> <p>自然体験活動の機会確保が必要とされている中、本市から離れた長野県に設置している施設で、より財政負担を少なくして管理運営していくためには、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。</p> <p>なお、次期指定管理期間に向けては、各種事故の防止に向けた対策や発生時の対応など安全管理面をこれまで以上に重視すべきである。</p>
